

中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画を策定し、設備導入前に認定を受けると・・・

固定資産税が 3年間 1/2 に軽減されます

2026 年度末まで
の制度です！

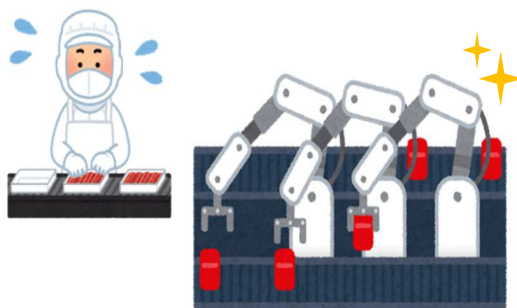
※令和 7 年度税制改正に伴い固定資産税の軽減を受けるには、1.5%以上の賃上げ表明が必須

老朽化した作業車に替えて性能
の良い新型(1,000万円)を導入



	固定資産税額	1.5%賃上げ表明 3 年間 1/2 軽減額	3%賃上げ表明 5年間1/4軽減額
1 年目	120,400円	60,200円	30,100円
2 年目	86,600円	43,300円	21,600円
3 年目	62,400円	31,200円	15,500円
4 年目	44,900円		11,200円
5 年目	32,300円		8,000円
軽減後 (参考)	<軽減前総額> 3 年 269,400円 5 年 346,600円	134,700円 (△134,800 の免除)	86,400円 (△260,300 の免除)

食料品製造の工程を自動化する
機械設備(2,000万円)を導入



	固定資産税額	1.5%賃上げ表明 3 年間 1/2 軽減額	3%賃上げ表明 5年間1/4軽減額
1 年目	240,800円	120,400円	60,200円
2 年目	173,300円	86,600円	43,300円
3 年目	124,800円	62,400円	31,200円
4 年目	89,800円		22,400円
5 年目	64,600円		16,100円
軽減後 (参考)	<軽減前総額> 3 年 538,900円 5 年 693,300円	269,400円 (△269,500 の免除)	173,200円 (△520,100 の免除)

対象となる先端設備等とは

- ① 中小企業・小規模事業者が
- ② 2027年(令和9年)3月31日までに
釧路市内の事業所等に導入する
- ③ 労働生産性の向上(年3%以上)に必要な生産、
販売活動等の用に供する
- ④ 一定の要件を満たす
・ 機械装置、測定工具及び検査工具、
器具備品、建物附属設備

償却資産の例

製造業	食料品製造設備、金属製品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
建設業	パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両、大型特殊自動車等
料理 飲食店業	厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
理容・ 美容業	理容・美容いす、洗面設備、消毒殺菌器機械 サインポール等
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科医療ユニット等)等
ホテル ・旅館業	客室設備(ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、 洗濯設備、音響設備等
農林漁業	農業用設備(収穫調製用機具、トラクター等)、 林業用設備(伐木・搬出設備等)、漁業用設備等

※2021 年(令和 3 年) 6 月 24 日の「釧路市導入促進基本計画」の変更により、市外事業者(市内に事業所を有する場合は除く)が導入する設備は対象外となっております。

問合先：釧路市産業振興部産業推進室(0154-31-4550)

商工会議所やお近くの金融機関、税理士事務所等
(認定経営革新等支援機関)にもご相談ください。

※認定経営革新支援機関は下記の中小企業庁 HP で確認できます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

支援措置を受けるまでの流れと要件

- ①先端設備等導入計画を作成し、認定経営革新等支援機関の事前確認を受ける。
- ②市に先端設備等導入計画の認定を申請する。

※中小企業庁のホームページに「先端設備等導入計画の策定の手引き」等が掲載されています。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>

※2023年(令和5年)4月1日の中小企業等経営強化法施行規則の一部改正により申請様式等が変更となりましたのでご注意ください。

【中小企業者等の要件】

釧路市の先端設備等導入計画 主な認定要件

- ・中小企業等経営強化法による中小企業・小規模事業者であること
- ・釧路市の「導入促進基本計画」に沿っていること
- ・労働生産性が年率3%以上向上
- ・計画期間：3年間、4年間、5年間

業種分類	次のいずれかを満たすもの	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、農業協同組合、農事組合法人、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人などは本法の対象外です。

支 援 措 置

1 固定資産税の特例

以下の一定の要件を満たした場合、固定資産税が3年間1/2又は5年間1/4に軽減されます。

対象者	資本金1億円以下または従業員1,000人以下の法人・個人のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた事業者（大企業の子会社を除く）		
対象設備	雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明（賃上げ表明）したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された下記の設備。		
	減価償却資産の種類	最低取得価額	その他
	機械装置	160万円	
	測定工具及び検査工具	30万円	
	器具備品	30万円	
	建物付属設備	60万円	家屋と一体で課税されるものは対象外
その他の要件	・生産・販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと		
特例措置	・1.5%以上の賃上げ表明されたもの：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・3%以上の賃上げ表明されたもの：5年間、課税標準を1/4に軽減 ※2027年（令和9年）3月31日までに取得した設備		

2 金融支援

民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等通常枠とは別枠での追加保証や保証枠の拡大を受けることができます。

詳細は、問合せ窓口である北海道信用保証協会または関係機関にお問合せください。